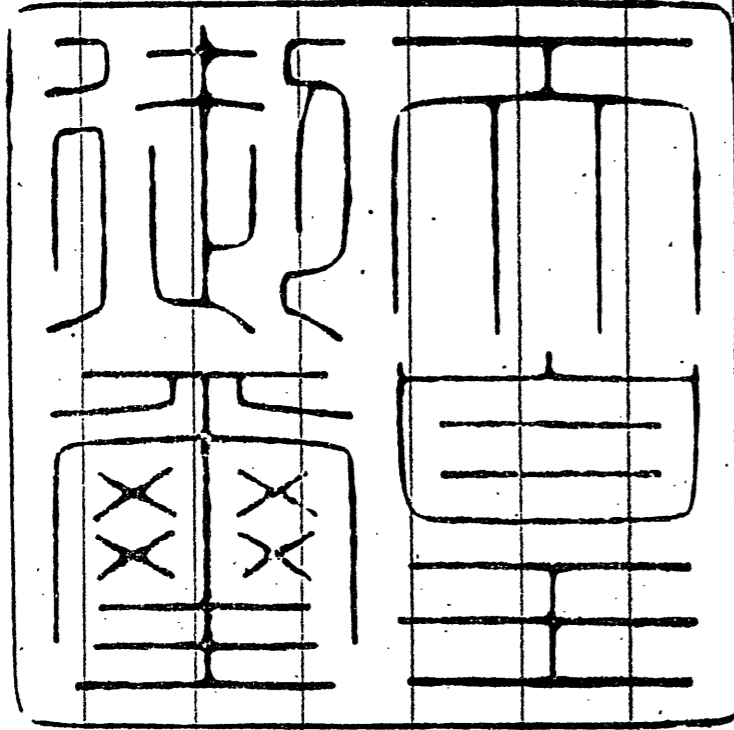


勅令第二百七十一號

朕は、特許標準局官制の一部を
改正する勅令を裁可し、ここにこれを
公布せしめる。

裕仁



白

明

昭和二十一年五月十四日

内閣總理大臣 幣原喜重郎

商工大臣

小室直之

勅令第二百七十一號

特許標準局官制を次のやうに改正する。

第二條中「専任八十五人」を「専任九十人」に、「専任七十人」を「専任七十四人」に改める。

附則

この勅令は、公布の日から、これを施行する。

内閣